

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

事業名 低年齢児保育促進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 保育支援係

電話番号：058-272-1111 (内 2629)

E-mail: c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 61,088千円 (前年度予算額：52,512千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	52,512	0	0	0	0	0	0	0	52,512
要求額	61,088	0	0	0	0	0	0	0	61,088
決定額	61,088	0	0	0	0	0	0	0	61,088

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 令和2年4月1日現在、県内の待機児童数は「ゼロ」となっているものの、例年、年度途中の育休復帰等による低年齢児の保育需要を吸収しきれず、待機児童が発生している。
- 年度途中における低年齢児の受入を円滑に行い、待機児童の発生を防止するためには、国の配置基準を上回る保育士を予め配置(加配)しておくことが効果的であるが、これに要する保育所等の経費負担が大きく対応が困難ことから、負担軽減を図るための支援が必要である。

(2) 事業内容

- 保育士を加配し、年度途中における0歳児を中心とした低年齢児の受入体制の確保や、保育士の負担軽減による離職防止に取り組んでいる私立保育所等に対して必要な経費を補助する。

【補助要件】 当該年度の4月から翌年3月までの間に、配置基準上必要な保育士に加えて、1.0人以上の保育士の加配を行った私立保育所等に対して補助

【補助基準額】 1 保育所等あたり 上限 1,384 千円

【事業主体】 市町村

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助率】 県 1 / 2、市町村 1 / 2

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	61,088	保育士の加配に係る経費（保育士人件費等）
合計	61,088	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

①長期構想

V ふるさと岐阜県を未来につなぐ人づくり

○地域での子育て支援を充実する

②岐阜県少子化対策基本計画（第4次）

第4章 政策の4つの柱に基づく施策の方向

Ⅲ 2（1）幼児期の教育・保育の充実

(2) 国・他県の状況

- ・ 14 県において類似事業を実施（令和元年8月時点）

(3) 後年度の財政負担

- ・ 今後の待機児童の発生状況や保育所等のニーズを踏まえ、当事業の継続を判断する。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	低年齢児保育促進事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村 （理由）保育の実施主体であるため。
補助事業の概要	（目的）年度途中における 0 歳児を中心とした低年齢児の受入体制の確保や、保育士の負担軽減による離職防止を図る。 （内容）保育士を加配した保育所等に対し、市町村と協調して補助金を交付。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他 （内容）1 / 2 （理由）保育の実施主体である市町村と同率の負担とするため。
補助効果	待機児童の解消・保育士の離職防止
終期の設定	令和 6 年度 （理由）第 4 次岐阜県少子化対策基本計画期間中に待機児童の解消を図るため。

（事業目標）

待機児童の解消を図り、保護者がいつでも希望する保育所等へ子どもを入所させることができるようにする。

同時に、保育所等における保育士の業務負担を軽減し、離職防止を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H19 年度末)	目標 (R6 年度末)	目標 (終期)
① 低年齢児の待機児童数 (四半期ごとの待機児童数の合計)	139 名	0 名	0 名

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	37,006 千円	35,629 千円	40,902 千円	(予算額) 52,512 千円	(要求額) 61,088 千円
指標①目標	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名
指標①実績	94 名	36 名	52 名	(R2.10 末現在) 5 名	(推計値) 0 名
指標①達成率	32%	74%	(推計値) 62%	(推計値) 96%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

保育士の加配により、低年齢児 388 名の円滑な受入が行われた。また、加配した保育士に対応した人数の低年齢児の受入が行われるまでの期間においては、既存保育士の業務を分担し、負担軽減につながった。

(今後の課題)

待機児童については年度の後半に発生する傾向があるため、適切なタイミングで保育士の加配が行えるよう制度の見直しをする必要がある。

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) ○ : 必要性が高い △ : 必要性が低い	
(評価) ○	令和 2 年 4 月 1 日現在、県内の待機児童数は「ゼロ」となっているものの、例年、年度途中の育休復帰等による低年齢児の保育需要を吸収しきれず、待機児童が発生しているため、事業の実施が必要となる。
・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) ○ : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △ : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	四半期ごとの待機児童数の合計人数が、平成 28 年度の 142 人から令和元年度 52 人と徐々に減少している。
・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) ○ : 効率化は図られている △ : 向上の余地がある	
(評価) ○	保育の事業主体である市町村への間接補助とし、併せて市町村も協調して補助 (県 1 / 2、市町村 1 / 2) を行うこととなっているため、事務の効率化につながっている。

(事業の見直し検討)

加配保育士の雇用を年度当初に行うこととしている一方で、補助の要件を、「保育士配置基準で 1.0 人以上の保育士が必要となる低年齢児の入所 (0 歳児 3 人など)」とし、条件を満たさなかった場合、補助の対象外としているため、保育所等側のリスクが必要以上に大きい制度設計となっていることから、見直しを検討する必要がある。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 待機児童数ゼロを継続するため、補助事業を継続する。